

山形県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 登録民間人材ビジネス事業者の募集について

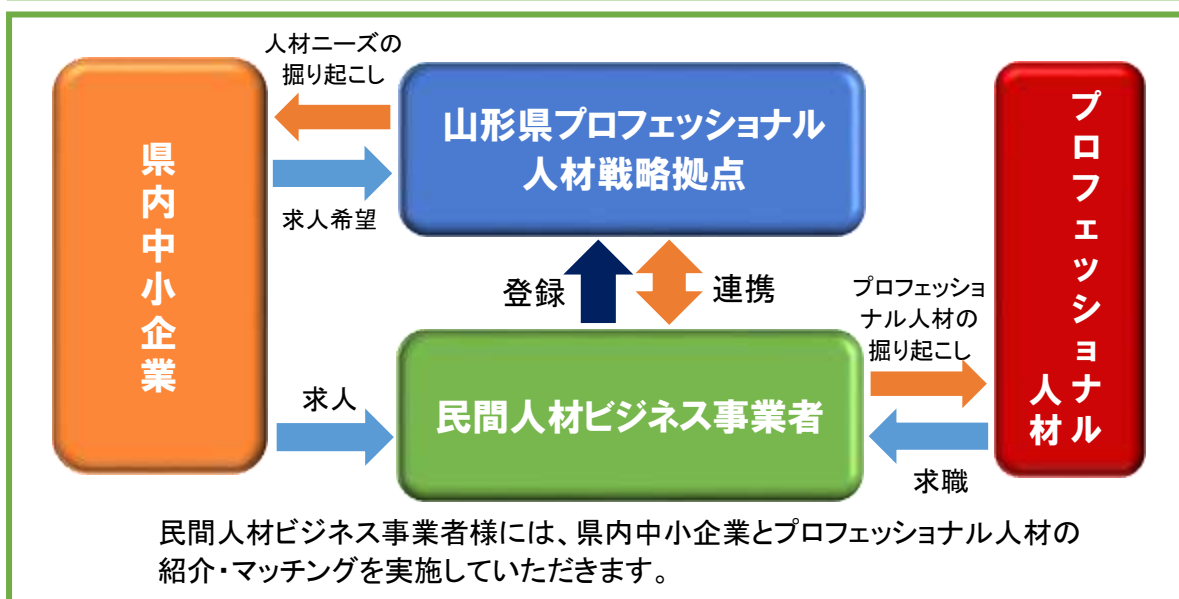
山形県では、(公財)山形県企業振興公社内に「山形県プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、都市部の専門的な技術や知識等を持つプロフェッショナル人材の県内企業への還流(U I J ターン)を促進し、県内中小企業の成長戦略の実現に向けて事業を開始するに当たり、**県内の中小企業に対して、プロフェッショナル人材の有料職業紹介を実施していただける民間人材ビジネス事業者を募集します。**

事業の概要

山形県プロフェッショナル人材戦略拠点では、県内企業の成長の実現に向け、専門的な技術や知識等を持つプロフェッショナル人材の活用ニーズを掘り起こし、都市部からプロフェッショナル人材の地方還流(U I J ターン)を促進します。

※プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上の取組を通して、企業の成長戦略を具限化していく人材(首都圏等の大企業に勤務し、事業企画・運営に相応の実績を有する人材を想定)



登録方法

「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 民間人材ビジネス事業者登録要領」(以下「要領」という。)に基づき、事前に登録が必要となります。

【お問い合わせ先】

山形県プロフェッショナル人材戦略拠点 ((公財)山形県企業振興公社内)

登録の資格、申請方法等については、次をご覧ください。

登録の資格、申請方法等

■ 登録の資格

職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第30条に規定する有料職業紹介事業者とします。

■ 登録申請方法

要領に定める人材紹介会社登録申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、次の書類を添えて、郵送により提出してください。

(留意点:封筒の表に「人材紹介会社登録申請書在中」と朱書きしてください。)

【添付書類】

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 事業者の概要が分かるもの(パンフレット等)
- (3) 求職及び求人申込方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) 職業紹介実績が分かるもの
- (6) 個人情報の管理に関するもの
- (7) その他必要と認める書類

■ 登録申請先

山形県プロフェッショナル人材戦略拠点 宛 郵送願います。

■ 登録申請期間

随時(年度途中で締め切る場合があります)

■ 登録の決定

登録審査は原則、提出いただいた申請書類等により行いますが、審査前に、担当者による事前ヒアリングを行うことがあります。

審査の結果、登録を認めるとした場合には、登録に係る通知書を交付します。

※登録の取り下げ又は登録の取消がない場合、山形県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業が継続する間は有効です。

■ 登録の取消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録の有効期間内であっても、登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正な行為があると戦略拠点が認められたとき
- (3) 正当な理由がないのに、要領第4条の業務を行わないとき

【申請先・問い合わせ先】

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階

山形県プロフェッショナル人材戦略拠点

(公益財団法人山形県企業振興公社内)

TEL.023-647-0665 FAX.023-647-0666